

第三次佐久市部落差別撤廃と
人権擁護に関する総合計画
令和3年度 事業実績
及び

第四次佐久市部落差別撤廃と
人権擁護に関する総合計画
令和4年度 事業計画

目次 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

章	大項目	中項目	ページ
2 分野別人権問題	1 同和問題に関すること	(1) 部落差別に関すること	1
		(2) 生活環境の改善	2
		(3) 社会福祉の充実	2
		(4) 産業の振興	3
		(5) 職業の安定	3
		(6) 隣保館活動の推進	4
		(7) 解放子ども会活動の推進	4
		(8) 部落差別事象への対応	5
	2 子どもの人権に関すること	(1) 子どもの人権に関すること	6、7
	3 障がい者の人権に関すること	(1) 障がい者の人権に関すること	8
4 女性の人権に関すること	(1) 女性の人権に関すること	9	
5 高齢者の人権に関すること	(1) 高齢者の人権に関すること	10、11	
6 外国人の人権に関すること	(1) 外国人の人権に関すること	12	
7 インターネットによる人権侵害に関すること	(1) インターネットによる人権侵害に関すること	13	
8 様々な人権問題に関すること	(1) 様々な人権問題に関すること	13	
3 人権同和教育・啓発の推進	1 就学前における人権同和教育	(1) 就学前における人権同和教育	14
	2 学校における人権同和教育	(1) 学校における人権同和教育	14
	3 企業における人権同和教育	(1) 企業における人権同和教育	15
	4 地域における人権同和教育	(1) 地域における人権同和教育	15
4 人権擁護の確立と推進	1 個人情報の保護	(1) 個人情報の保護	16
	2 人権侵害の救済と擁護	(1) 人権侵害の救済と擁護	17
	3 人権相談体制の充実	(1) 人権相談体制の充実	16
	4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	(1) 部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	17
	5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標	(1) 同和問題に関すること	18
		(2) 子どもの人権に関すること	18
		(3) 障がい者の人権に関すること	18
		(4) 女性の人権に関すること	18
		(5) 高齢者の人権に関すること	18
(6) 外国人の人権に関すること		18	
(7) 就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	18		

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

章	大項目	中項目	ページ	担当課
2 部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進	1 同和問題(部落差別)に関すること	(1) 同和問題(部落差別)に関すること	1	人権同和課
		(2) 生活環境の改善	2	道路建設課、下水道課、建築住宅課、高齢者福祉課
		(3) 社会福祉の充実	2	福祉課、健康づくり推進課
		(4) 産業の振興	3	商工振興課、農政課
		(5) 職業の安定	3	人権同和課、商工振興課
		(6) 隣保館活動の推進	4	人権同和課
		(7) 解放子ども会活動の推進	4	人権同和課
		(8) 部落差別事象への対応	5	人権同和課、市民課
	2 子どもの人権に関すること	(1) 子どもの人権に関すること	6、7	子育て支援課、広報広聴課、学校教育課
	3 障がい者の人権に関すること	(1) 障がい者の人権に関すること	8	福祉課、生活環境課
4 女性の人権に関すること	(1) 女性の人権に関すること	9	人権同和課、福祉課	
5 高齢者の人権に関すること	(1) 高齢者の人権に関すること	10、11	高齢者福祉課、生涯学習課(中央公民館)、総務課、生活環境課	
6 外国人の人権に関すること	(1) 外国人の人権に関すること	12	観光課、移住交流推進課、生涯学習課、商工振興課、人権同和課	
7 インターネットによる人権侵害に関すること	(1) インターネットによる人権侵害に関すること	13	人権同和課	
8 その他様々な人権問題に関すること	(1) その他様々な人権問題に関すること	13	人権同和課	
3 人権同和教育・啓発の推進	1 就学前における人権同和教育	(1) 就学前における人権同和教育	14	人権同和課、子育て支援課
	2 学校における人権同和教育	(1) 学校における人権同和教育	14	人権同和課、学校教育課
	3 企業における人権同和教育	(1) 企業における人権同和教育	15	人権同和課、商工振興課
	4 地域における人権同和教育	(1) 地域における人権同和教育	15	人権同和課
4 相談体制の充実と人権擁護の確立	1 人権相談体制の充実	(1) 人権相談体制の充実	16	人権同和課
	2 個人情報の保護	(1) 個人情報の保護	16	市民課、総務課
	3 人権侵害の救済と擁護	(1) 人権侵害の救済と擁護	17	人権同和課
	4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の整備	(1) 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の整備	17	人権同和課
	5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標	(1) 同和問題に関すること	18	人権同和課、建築住宅課
		(2) 子どもの人権に関すること	18	学校教育課
		(3) 障がい者の人権に関すること	18	福祉課
		(4) 女性の人権に関すること	18	人権同和課
		(5) 高齢者の人権に関すること	18	高齢者福祉課、生涯学習課(中央公民館)
		(6) 外国人の人権に関すること	18	移住交流推進課
(7) 就学前・学校・企業・地域における人権同和教育		18	人権同和課	
(8) 人権侵害の救済と擁護		18	総務課	

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
1 同和問題 (部落差別) に関する こと	(1)同和問題(部落差別)に関すること	同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、理解を深め、認識を高めるとともに、行政・地域・企業・運動団体等が連携し、同和問題の解決を図ります。	ア 人権同和教育講座 (市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1地区のみ実施(参加者数40人)、3地区は資料配布(272人)) イ 新任・転入教職員研修会 (会場開催及びオンデマンド配信 参加者135名(動画配信含む)) ウ 教職員人権同和教育研修会 (会場開催及びオンデマンド配信 参加者266名(動画配信含む)) エ 地域での研修会 (年5回、参加者数196人(資料配布を含む)) オ PTA人権同和教育研修会 (市内24小中学校、参加者数7,303人)	市民一人ひとりが同和問題について理解を深め認識が高められるように引き続き教育講座や研修会を実施していく。	同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、市民の正しい理解を深め、認識を高めるとともに、行政・地域・企業・運動団体などが連携し、同和問題の解決を図ります。	ア 人権同和教育講座 (市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 新任・転入教職員研修会 (年1回、オンライン研修導入) ウ 教職員人権同和教育研修会 (年1回、オンライン研修導入) エ 地域での研修会 (区、保育所、公民館等) オ PTA人権同和教育研修会 (市内24小中学校)	人権同和課
	同和問題を重要な人権問題と捉え、市民が正しい理解と人権感覚を高め、全ての人の基本的人権を尊重するため、啓発活動の推進と人権意識の高揚を図ります。	ア 人権・男女共生フェスティバル(3月12日(土)) (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) イ 同和問題の取り組みについて広報の実施 ウ 「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定	コロナ禍で啓発活動の実施が難しい場合は啓発物品、資料等を配布することで対応する。	同和問題を重要な人権問題と捉え、今なお存在する「実態的差別」の解消と「心理的差別」の撤廃に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく相談体制の充実と、人権同和教育・啓発活動を推進します。	ア 人権・男女共生フェスティバル(11月20日(日)) イ 同和問題の取り組みについて広報の実施 ウ 望月人権フェスティバル(12月3日(土)) エ 家族映画会(12月4日(日))	人権同和課	
	当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことができる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所等で各種教室や研修会等を開催し、人権のまちづくりの推進を図ります。	学習会等 (支部単位で同和対策集会所において開催(8集会所))	コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことができる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所などで各種教室や研修会などを開催し、人権のまちづくりの推進を図ります。	学習会等 (支部単位で同和対策集会所において開催)	人権同和課	

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
1 同和問題 (部落差別) に関する こと	(2)生活環境の改善 (※の項目は市全体を 対象とした事業)	快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路等の改良を図ります。	※ ア 社会資本整備総合交付金事業(6件) イ 道路メンテナンス補助事業(3件) ウ 緊急自然災害防止対策事業(8件)	交付金等の財源確保に努めるとともに有効に活用し、事業を推進する。	快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路などの改良を図ります。	※ ア 社会資本整備総合交付金事業 イ 道路メンテナンス補助事業 ウ 緊急自然災害防止対策事業	道路建設課
		「佐久市環境基本計画」に基づき、全戸水洗化を推進します。	※ 下水道管の敷設 約4,200m 浄化槽設置者への補助金交付 71基	浄化槽設置にあたっては排水設備工事など多額の自己負担が掛かるため、国、県、市により補助金交付を行う。	「第二次佐久市環境基本計画」に基づき、全戸水洗化を推進します。	※ 下水道管の敷設 L≒400m 浄化槽設置者への補助金交付 70基	下水道課
		従来から実施していた事業について、 第四次計画から施策に位置付け			住宅の老朽化などの問題に対し、諸制度の活用による改修などを推進します。	※ 断熱性能向上、耐震補強等のリフォーム補助	建築住宅課
					※ 介護保険による住宅改修	高齢者福祉課	
		厚生住宅については、払下げを推進します。	払下げの実績としては0件であるが、相談を受けている3件について手続きを進めている。	厚生住宅入居者の家計による事情や、入居者の高齢化又は死亡により払下げを受けることが難しくなっている。	厚生住宅の払下げを推進します。	厚生住宅入居者へ対し、払下げの要望調査を行い、意思を確認するとともに手続きを進めていく。	建築住宅課
	(3)社会福祉の充実 (※の項目は市全体を 対象とした事業)	従来から実施していた事業について、 第四次計画から施策に位置付け			「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが必要な福祉サービスの情報を取得し、円滑に利用できる環境を整えるため、わかりやすい情報の提供に努め、相談体制の充実を推進します。	※ 市の福祉関連窓口や佐久広域連合障害者相談支援センターをはじめ障がい者支援に関わる機関との連携を強化し、障害福祉サービスのマネジメント機能を担う相談支援事業所体制の機能充実を推進 広報紙、市HPやSNSによる福祉サービスの周知	福祉課
		「第2次佐久市健康づくり21計画」に基づき、疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健(検)診を積極的に受診できるよう保健指導員等を通じた啓発活動を推進します。	※ 保健指導員事業 ・第1回ブロック研修会(9会場、参加者数504人) ・第2回ブロック研修会(14会場、参加者数389人) ・地区自主活動(238地区のうち29地区が実施) ・保健指導員だより作成(年2回発行) ・佐久市保健指導員会活動紹介(R4.2全世帯回覧)	新型コロナウイルス感染症の影響等により、集会方式での研修会や地区自主活動が制限される場合には、「保健指導員だより」等の紙面を利用して保健予防活動を実施していく。	「第2次佐久市健康づくり21計画」に基づき、疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健(検)診を積極的に受診できるよう保健指導員等を通じた啓発活動を推進します。	※ 保健指導員事業 ・ブロック研修会(全体:年2回開催) ・ブロック別研修会(14ブロック) ・地区自主活動(238地区) ・保健指導員だより(年2回発行予定) において健診の受診勧奨(指導員から家族、地域への勧め)	健康づくり推進課
		日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し、関係機関と連携しながら健康教室や健康相談等の事業を積極的に推進します。	※ ア 健康相談 イ 作業センター等の健康相談事業(年22回、参加者数386人)	作業所に看護師等が配置されているところもあり、健康面のフォローがされていることに加え、必要な場合は地区担当保健師と連携がとれているため、回数の見直しについて引き続き検討していく。	日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し、健康教室や健康相談などを積極的に推進します。	※ ア 健康相談 イ 作業センター等の健康相談事業(年24回程度)	健康づくり推進課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
1 同和問題（部落差別）に関すること	(4)産業の振興 (※の項目は市全体を対象とした事業)	「佐久市農業振興ビジョン」に基づき、担い手の確保や収益性の高い品目への移行を進めるなど、農業の活性化を図っていきます。	※ ア 相談会等による新規就農者の確保 ・就農相談会を14回実施 イ 新品目導入試験事業による収益性の高い品目の推進 ・ジャガイモ、タマネギの連続栽培 ・冬至かぼちゃ6品種から優良品種を選定 ・ミニトマト、ズッキーニ各8品種から優良品種を選定 ・春レタス、ミニトマト、ホウレンソウ、コマツナの無加温での周年施設栽培	ア 新規就農者の確保のため、毎月就農相談を実施することで、就農希望者の確保に努める。 イ 実施内容を取り組まれるよう広く周知するとともに様々な栽培方法等に取り組んでいく。	「佐久市農業振興ビジョン」に基づき、担い手の確保や収益性の高い品目への移行を進めるなど、農業の活性化を図ります。	※ ア 相談会等開催による新たな新規就農者の確保 ・年12回以上の就農相談会の実施により、就農希望者の確保に努める。 イ 新品目導入試験事業による収益性の高い品目の推進 ・ハウスを1年間活用できる作型（無加温）の提案 ・水田転作ほ場で1年間農地を活用する作型の提案 ・佐久市内における冬至かぼちゃの栽培に適した品種の選定 ・ミニトマト6品種、ズッキーニ5品種から優良品種を選定 ・佐久市での新たな栽培品目として、夏秋イチゴ、小玉スイカの提案	農政課
		「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」に基づき、市内企業の経営基盤の強化、人材育成・確保などにより、ものづくり産業を中心とした産業の活性化を図ります。	※ 佐久産業支援センター(SOIC)を中心に、佐久の強み(地域資源)を生かしたヘルスケア関連分野の産業振興、既存事業拡大と技術連携による新製品・新サービス等の開発支援、関係機関との連携・ネットワークの強化を行った。	「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」の策定から5年が経過し、コロナ禍の現在の経済情勢等を踏まえ、ビジョンを令和4年3月に改訂、今後は改訂したビジョンをもとに施策を展開していく。	「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」に基づき、市内企業の経営基盤の強化、人材育成・確保などにより、ものづくり産業を中心とした産業の活性化を図ります。	※ 令和4年3月に改訂した「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」に基づき、佐久産業支援センター(SOIC)を中心に、佐久の強み(地域資源)を生かしたヘルスケア関連分野の産業振興、既存事業拡大と技術連携による新製品・新サービス等の開発支援、関係機関との連携・ネットワークの強化を行う。	商工振興課
	(5)職業の安定 (※の項目は市全体を対象とした事業)	関係機関と連携し、雇用に関する支援等について、ホームページ等を活用し周知します。	※ 雇用に関する支援について、長野県や長野労働局、佐久公共職業安定所等のお知らせをホームページ等への掲載を行い周知した。(年2回)	雇用に関する支援等を周知するため、関係機関と連携し、最新の情報を取得する。	関係機関と連携し、雇用に関する支援等について、ホームページなどを活用し周知します。	※ 雇用に関する支援等について、ホームページ等への掲載(年2回)	商工振興課
			差別のない雇用をめざして、雇用に関する支援等について関係機関・団体と連携し相談事業を実施した。	差別のない雇用のため、関係機関・団体等と連携した相談事業を継続して実施する。		関係機関と連携し、雇用に関する支援等について相談事業を充実する。	人権同和課
		就職・就労につながるようハローワーク等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	※ 佐久無料職業紹介所「さくさくワーク」において、就職支援員による就職相談、職業紹介 (令和3年度実績 相談件数 101件 採用者数 6人)	佐久市無料職業紹介所について周知を強化し、求職者が利用しやすい体制を整える。	就職・就労につながるようハローワークなどの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	※ 佐久無料職業紹介所「さくさくワーク」において、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職支援員による就職相談、就業紹介	商工振興課
			※ ア 各隣保館にて、佐久公共職業安定所発行の週刊求人情報を窓口に設置 イ 相談事業の中で、関係機関と連携し就職、就労に関する情報提供	求人情報の提供及び就職。就労に関する相談を継続して実施する。		※ ア 各隣保館にて、佐久公共職業安定所発行の週刊求人情報を窓口に設置 イ 相談事業において、関係機関と連携し就職、就労に関する情報提供	人権同和課
		企業において、公正採用と就職差別の撤廃に向け、職業安定法に基づく「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨するなど、関係機関との連携による取組を促進します。	関係機関主催の研修会について佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会会員125社へ通知し参加を呼びかける。 ・人権啓発講座(東信労政事務所主催) ・公正採用人権啓発推進員研修会(佐久市公共職業安定所主催)	公正採用と就職差別の撤廃に向け、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置の勧奨など、関係機関との連携による取組を促進する。	公正採用と就職差別の撤廃に向け、企業における「公正採用人権啓発推進員」の設置を一層促進するとともに、関係機関との連携による取組の強化を図ります。	関係機関主催の研修会について佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会会員125社へ通知し参加を呼びかける。 ・人権啓発講座(東信労政事務所主催) ・公正採用人権啓発推進員研修会(佐久市公共職業安定所主催)	人権同和課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
1 同和問題（部落差別）に関すること	(6)隣保館活動の推進	地域住民の福祉向上、人権教育・啓発活動、住民の交流の拠点として、隣保館活動の充実に努めます。	ア 人権啓発講座(年2回、参加者数 53人) イ 地域交流事業(年21回、参加者数 320人) ウ 周辺地域巡回事業(年18回、参加者数 339人) エ 地域福祉事業(年6回、参加者数 51人) オ 休日開館事業(年50回、参加者数 321人) カ 地域交流促進事業(年358回、参加者数 3,059人)	新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をすると同時に、影響を受けにくい開催形態を検討していく必要がある。	地域住民の福祉向上、人権同和教育・啓発活動、地域住民の交流の拠点として、隣保館活動の充実に努めます。	ア 人権啓発講座(年3回) イ 地域交流事業(通年) ウ 周辺地域巡回事業(通年) エ 地域福祉事業(通年) オ 休日開館事業(通年) カ 地域交流促進事業(通年)	人権同和課
		中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、人権啓発活動、教養文化活動など、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に努めます。	ア 生活・人権相談事業(相談件数 382件) イ 人権啓発講座(年2回、参加者数 53人) ウ 貸館事業 通年(利用件数 112件、利用者数 1,554人)	相談を通しての地域の課題や住民ニーズ等発見し対応するとともに、悩みを抱えた相談者に対する心のケアの場とする。各関係機関と連携し、あらゆる面からの解決策を検討していく。	中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、啓発活動、教養文化活動などの実施を通じて、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に努めます。	ア 生活・人権相談事業(随時) イ 人権啓発講座(年3回) ウ 貸館事業(通年)	人権同和課
	(7)解放子ども会活動の推進	行政・学校・運動団体・解放子ども会指導委員会等がともに連携し、解放子ども会の円滑な運営と活動の推進に努めます。	望月解放子ども会 (小中学生41人、毎週水曜日開催) (小学生部会 年14回、延235人) (中学生部会 年13回、延34人)	新型コロナウイルスの影響により、予定回数が減となっているが、代替手段を講じるなど、子ども会の活発な活動に向けた運営に取り組んでいく。	行政・学校・運動団体・解放子ども会指導委員会などがともに連携し、子ども会の円滑な運営と活動を促進します。	望月解放子ども会 (年20回程度)	人権同和課
		解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが、目標に向かい、活発に活動できるよう解放子ども会運営委員会、運動団体、保護者及び教職員と連携し会の運営に取り組みます。	ア 望月解放子ども会指導委員会(年2回) イ 佐久市解放子ども会運営委員会(年2回)	一人でも多くの子どもたちが、目標に向かい、活発に活動できるよう関係機関と連携し、子ども会の運営に取り組む。	解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが、目的に向かい、活発に活動できるよう解放子ども会運営委員会及び運動団体、保護者、教職員と連携し子ども会の運営を図ります。	ア 望月解放子ども会指導委員会(年2回) イ 佐久市解放子ども会運営委員会(年2回)	人権同和課
	第三次計画にもあった取組を、解放子ども会活動として位置付け	運動団体や関係機関と連携した「いのちの駅伝」開催(10月9日参加者89人)。望月小・中学校、人権意識の高揚を図った。	長野西高等学校望月サテライト校及び地域の高校生へも協力をお願いし、開催していく。	地域住民や市内の学校の児童生徒へ「いのち」の大切さを伝える「いのちの駅伝」の実施を支援し、いじめや差別をなくすための活動を推進します。	いのちの駅伝(10月8日(土))	人権同和課	

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
1 同和問題 (部落差別) に関する こと	(8) 部落差別事象への対応	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。	インターネット上に市内の特定の地区を同和地区であるとして撮影された動画等が投稿された案件について、関係機関と情報共有し、法務局へ削除要請の措置を依頼(10件) その後も動画等の削除がなされないことから、法務局に対しより実効的な措置を求める要請行動を行った。	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努める。	人権同和課
		運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の推進を図ります。	ア 第43回部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会(当番:川上村) イ 人権の花運動(岩村田小・泉小)	関係機関と連携した取組の中で、広く周知を行い、啓発を図る。	運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の推進を図ります。	ア 第44回部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会(当番:御代田町) イ 人権の花運動(高瀬小・平根小)	人権同和課
		第三次計画にもあった取組を、部落差別に関する視点から位置付け	差別を目的とした戸籍などの不正取得実績 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人告知制度を継続して実施する。	差別を目的とした戸籍などの不正取得を防止するために「本人通知制度・本人告知制度」の適切な運用に努めます。	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、住民票の写しや戸籍謄抄本等が法令等に基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、不正に取得された事実を本人に告知する。	市民課
		第三次計画にもあった取組を、部落差別に関する視点から位置付け	ア 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例を改正 イ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置	部落差別解消推進法に基づき相談体制の充実を図る。	「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、部落差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の充実を図ります。	部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の継続	人権同和課
		第三次計画にもあった取組を、部落差別に関する視点から位置付け	インターネット上に市内の特定の地域を同和地区であるとして撮影された動画等が投稿された事案に対し、関係機関と情報を共有し、法務局へ削除要請の措置を依頼(10件)	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	インターネット上における差別事象が発生した場合は、法務局などをはじめとする関係機関と連携し、差別情報の削除要請などを行うとともに、差別事象の速やかな把握のため、県や関係機関と連携し、モニタリングの体制づくりを図ります。	ア インターネットを用いた差別事象が発生した場合は、法務局へ削除要請の措置を講じるよう依頼する。 イ 県と連携したインターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築に向けた研究を引き続き進めていく。	人権同和課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
2 子どもの人権に関する事	(1)子どもの人権に関する事	「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、子どもの人権が決して侵害されることなく、子どもにとっての最善の利益が保障される社会の形成や子どもを社会全体で育てる環境づくりに努めます。	ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議(年1回) イ 児童虐待に関する広報及び啓発活動をFM・市広報紙「サクライフ」にて周知を行った。(児童虐待防止推進月間の11月にそれぞれ1回ずつ実施) ウ 通報のあった事案について原則48時間以内の安否確認(随時) エ 家庭児童相談室運営事業(283件) ・佐久市子ども特別対策推進員による相談 ・児童館における家庭相談	児童虐待と思われる事案の連絡方法等を、広報及びFMで周知し、早期発見に努める。 児童相談所等、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期対応に努める。	ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議(年1回) イ 児童虐待に関する広報及び啓発活動(年1回) ウ 通報のあった事案について48時間以内の安否確認(随時) エ 家庭児童相談室運営事業 ・佐久市子ども特別対策推進員による相談(随時) ・児童館における家庭児童相談(随時)	子育て支援課	
	従来から実施していた事業について、第四次計画から施策に位置付け					佐久市子ども議会 (市内小中学校25校を、13校と12校の2グループに分け、1グループずつの隔年参加とし、R4年度は12校が参加予定)	広報広聴課
	家庭・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取組に努めます。	ア 園児へのお話や読み聞かせ(15園・随時) イ お便りや懇談会を通じて保護者への啓発活動を実施(15園・随時)	家庭との連絡を密に取り、保護者にわかりやすく園の様子を伝え、信頼関係の構築を図る。 懇談会等で保護者への啓発活動に努める。 絵本の貸出を実施する。	家庭・学校・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取組に努めます。	ア 園児へのお話や読み聞かせ(随時) イ お便りや懇談会を通じて保護者への啓発活動を実施(随時)	子育て支援課	
	いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。	児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用(年2回) ・学級診断尺度(Q-U) 20校実施 回数 年2回(6~7月、10~12月) ・学校環境適応感尺度(アセス)4校実施 回数 年1回	各校作成の基本方針に基づき、いじめの未然防止に重点を置いた日常的な教育活動の見直しを図ります。 また、月例報告を活用し、市教委と各校での情報共有や連携を図ります。	いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。	児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用(年2回)	学校教育課	
	児童生徒及びその家族が安心して相談できる体制づくりを進めるため、「個」を大切にする学校の指導体制の充実と、電話相談等によるスクールメンタルアドバイザーとの連携を図り相談事業の充実に努めます。	ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人) イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会 ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口 ・学校訪問や面会相談、電話相談等 様々な相談体制 ・医療等関係機関との情報交換や課題解決に向けての連携 ・スクールメンタルアドバイザー内での会議 相談件数: 6,532件	子どもや保護者が相談しやすい体制づくりを行うとともに、関係機関との連携を密にし、常にアンテナを高くすることにより相談事業の充実に努めます。	いじめや不登校などの問題の早期発見・早期対応を図るため、スクールメンタルアドバイザー、佐久市不登校等対策連絡協議会などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員(主任児童委員連絡協議会)など関係する諸機関と情報交換を行うとともに、地域全体でいじめ及び不登校などをなくす相談・支援・指導体制づくりを推進します。 ・・・I	ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人) イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会 ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口 ・学校訪問や面会相談、電話相談等 様々な相談体制 ・医療等関係機関との情報交換や課題解決に向けての連携 ・スクールメンタルアドバイザー内での会議 エ ハートフルフレンド活動時間(活動時間 1,410時間、3人) オ 中間教室(開設日数 210日) カ 不登校等対策連絡協議会(年3回) キ いじめ不登校担当者会議(年3回)	学校教育課	

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
2 子どもの人権に関する こと	(1)子どもの人権に関する こと	不登校等については、保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための適切な情報提供を行い、家庭を側面から支援する体制づくりを推進します。	ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人) イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会 ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口 ・学校訪問や面会相談、電話相談等様々な相談体制 ・医療等関係機関との情報交換や課題解決に向けての連携 ・スクールメンタルアドバイザー内での会議 相談件数:6,532件	月例報告を活用し、関係機関との連携強化を図ります。	6ページ最下段の施策へ統合		学校教育課	
		いじめと不登校は互いに関連している問題であるので、スクールメンタルアドバイザー、佐久市不登校等対策連絡協議会などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員(主任児童委員連絡会)など関係する諸機関と情報交換を行い、早期発見・早期対応に努めるとともに、地域全体でいじめ及び不登校等をなくす指導体制づくりを推進します。	ア ハートフルフレンド活動 活動時間:1,395時間 イ 中間教室 開設日数:210日 ウ 不登校等対策連絡協議会 開催数:2回(予定のうち1回新型コロナウイルスのため中止) エ いじめ不登校担当者会議 開催数:2回(予定のうち1回新型コロナウイルスのため中止)	いじめ・不登校対策に関して関係機関等と連携した指導体制づくりが重要であることから、連携の強化を図ります。			学校教育課	
		子どもの人権の視点のもと、佐久市要保護児童対策地域協議会において児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域や保育所・幼稚園・学校・児童相談所・医療機関等の連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の高揚を推進します。	ア 子どもの様子に注意して虐待等の早期発見と関係機関との連携に努める(随時) イ 虐待が疑われる子どもの支援会議(76回) ウ 不安定な環境にある家庭の相談支援(355件) エ 不安定な環境にある家庭への訪問(随時) ・保護者から信頼される関係作りに努め、子どもや家庭環境の変化を把握し、相談支援が行えるよう努めた。 ・子育てへの不安を感じたり、孤独にならないよう園からの発信、コミュニケーションの場の増加を図った。 ・個人情報の扱い等は慎重に行い、関係機関との連携も丁寧に進めた。	保護者から信頼される関係作りに努め、子どもや家庭環境の変化を把握し、相談支援が行えるよう努める。 子育てへの不安を感じたり、孤独にならないよう園からの発信、コミュニケーションの場の増加を図る。		子どもの人権の視点のもと、佐久市要保護児童対策地域協議会において児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、医療機関などの連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の醸成を図ります。	ア 子どもの様子に注意して虐待等の早期発見と関係機関との連携に努める(随時) イ 虐待が疑われる子どもの支援会議(随時) ウ 不安定な環境にある家庭の相談支援(随時)	子育て支援課
			ア 学校では、担任だけではなく全教職員により、子どもたちの普段の様子を観察する中で、子どもへの虐待を含めた健康状態・精神面等の総合的な観点からの指導支援 イ 児童虐待等発見時には、子どもを最優先とした関係機関との連携による対応	児童虐待の早期発見と関係機関との連携に努めるとともに、相談支援を継続します。			初任・合同教員研修会等の機会を利用し 周知・研修	学校教育課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課	
3 障がい者の人権に関する事 こと	(1)障がい者の人権に関する事	障がいや障がいのある人への正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。	佐久市障がい者福祉展(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)	障がい者の自立更生意欲を喚起し、市民の意識と理解を高める	障がいや障がいのある人への正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。	佐久市障がい者福祉展(年1回 佐久市民総合文化祭と同時開催)	福祉課
		第二次佐久市障がい者プランに基づき、行政・事業者・地域・家庭が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや啓発活動を推進します。	ア 地域生活支援事業 障害者相談支援事業・意思疎通支援事業等 イ 就労支援のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷ」と連携し、就労支援のための相談業務 ウ 障害者優先調達推進法による物品等の調達 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就労施設等からの物品の調達と受注量の拡大の支援 手話言語条例のリーフレットや災害時支援用バンダナ、ヘルプマークなどの周知を行う際、障害についての理解を深めた。	制度の利用や事業について、周知を徹底する。	「第二次佐久市障がい者プラン」に基づき、行政・事業者・地域・家庭が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや就労支援及び啓発活動を推進します。	ア 地域生活支援事業 障害者相談支援事業・意思疎通支援事業等 イ 就労支援のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷ」と連携し、就労支援のための相談業務 ウ 障害者優先調達推進法による物品等の調達 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就労施設からの優先調達推進と、地域における販路拡大の支援	福祉課
		障がい者の権利利益の擁護のため、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく施策を推進します。	ア 佐久市障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会 委員会開催(年1回開催) イ 虐待防止、早期対応、養護者に対する支援のため、長野県障がい者権利擁護(虐待防止)センター等、関係機関との連携・協力 ウ 市広報紙「サクライフ」、市ホームページによる相談窓口の啓発 市広報紙「サクライフ」:1回 市ホームページ:通年 障がい者虐待相談件数:6件(虐待と認められた件数:3件)	障がい者の虐待防止、早期発見、養護者に対する支援など関係機関との連携・協力を図る。	障がい者の権利利益の擁護のため、関係機関と連携し、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく施策を推進します。	ア 佐久市障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会(年1回開催) イ 虐待防止、早期対応、養護者に対する支援のため、長野県障がい者権利擁護(虐待防止)センター等各関係機関との連携・協力 ウ 市広報紙「サクライフ」、市ホームページによる相談窓口の啓発(市広報紙「サクライフ」:1回 市ホームページ:通年) エ 障がい者差別解消のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷ」と連携し、障がい者差別解消のための相談業務の実施 オ 市広報紙「サクライフ」、市ホームページによる同法に関する啓発	福祉課
		従来から実施していた事業について、第四次計画から施策に位置付け			地域における安心・安全な生活、社会参加の支援につなげるため、バリアフリーに配慮した公共施設の整備や、わかりやすい・使いやすい地域交通ネットワークの構築を推進します。	誰もが分かりやすい・使いやすい地域公共交通の構築を目指し、利便性及び快適性の向上を図る。	生活環境課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
4 女性の 人権に 関する こと	<p>男女が責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成を促進するため、「第3次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、職場・家庭・地域・学校等のあらゆる場において、意識啓発を推進します。</p>	<p>ア 市や男女共生ネットワークとの共催による推進 ・男女共同参画社会をめざす「市民フォーラム」 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・人権・男女共生フェスティバル (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 区など地域における人権同和学習会に併せチラシの配布 ・実施した人権同和教育講座において、男女共同参画に関するチラシを配布</p>	<p>意識改革については難しい問題であるが、様々な機会をとらえ、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発をしていく。</p>	<p>性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを促進するため、「第四次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、職場・家庭・地域・学校などのあらゆる場において、男女平等・男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進します。</p>	<p>ア 市や男女共生ネットワークとの共催による推進 ・男女共同参画社会をめざす「市民フォーラム」 ・人権・男女共生フェスティバル(11月20日(日)) イ 区など地域における人権同和学習会に併せチラシの配布</p>	<p>人権同和課</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>従来から実施していた事業について、第四次計画から施策に位置付け</p> </div>			<p>あらゆる分野において女性の参画を推進し、女性活躍のための施策を推進します。</p>	<p>ア 佐久平女性大学 (職場や地域などのあらゆる分野で活躍する女性を支援)</p>	<p>人権同和課</p>

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
5 高齢者の人権に関すること	(1)高齢者の人権に関すること	ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会 年2回開催(第1回R3.7.1、第2回R4.2.2) 新型コロナウイルス感染症の影響により両日書面開催 イ 佐久市地域包括ケア協議体 市内生活圏域ごとに合計7回開催 (佐久平・浅間2回、岩村田・東1回、中込1回、野沢1回、 臼田1回、浅科・望月1回)	コロナ禍における、高齢者の外出や社会参加の減少に伴う健康への影響が懸念される。新型コロナは高齢者が重症化しやすく、引き続き社会全体で守っていく必要があると同時に、関係機関が連携し、安心して暮らせる地域づくりを検討していく必要がある。	安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関・団体と連携を図り、「佐久市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の事業を推進します。	ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会 イ 佐久地域包括ケア協議体	高齢者福祉課
	高齢者の社会参加や社会に貢献する機会を推進するため、関係機関等と連携し、生涯学習、地域活動やスポーツ、レクリエーション活動の参加を支援します。	世代間交流学級(年19回、各地区館) (例)公民館体験学習 地区館内の小学校3年生を公民館に招き、学習グループ(囲碁、ダンス、体操、俳句など)会員との世代間交流を行い、公民館活動を身近に感じてもらった。	・新型コロナウイルスの影響により、開催計画の変更を余儀なくされている。	高齢者の生きがいがづくりや社会に貢献する機会を推進するため、関係機関などと連携し、創錬の森市民大学などの生涯学習機会の提供や、地域活動などの参加を支援します。	世代間交流学級 (年46回、各地区館。小中学生を公民館に招いての公民館体験学習を含む)	生涯学習課 (中央公民館)
	高齢者大学などの生涯学習機会を提供し、高齢者自身の能力開発や話題づくりを支援します。	人生百年時代の今、単に年代で区切る「高齢者」という名称を使うことなく、より健康で活力を持って集える場として生涯学習活動の機会を提供したいと考え、令和3年度から大学の名称を「佐久市高齢者大学」から「創錬の森 市民大学」に変更した。 ア 創錬の森市民大学(年12回、参加学生 133人) イ 大学院(年9回、参加学生 13人)	・学生の固定化が課題となっていることから、新たな学生を受け入れやすくする方策を検討していく。 ・新型コロナウイルスの影響により、開催計画の変更を余儀なくされている。	ア 創錬の森 市民大学(年18回、募集定員180人程度) イ 創錬の森 市民大学院(年13回、募集定員25人程度)	生涯学習課 (中央公民館)	
		ア 認知症サポーター養成講座 延受講者数:567人/年 イ お達者応援団育成塾 ・基礎講座:年8回 受講生93人(申込者)延べ参加者数382人 ・レベルアップ講座:前年度新型コロナウイルス感染症の影響で基礎講座が中止となったため、今年度は開催なし。	介護予防に関する知識と技術を身に付ける講座を継続することで、地域において介護予防活動を率先して行うことができる人材を育成し、地域づくりや自発的な活動が実践される基盤づくりが重要となっている。	ア 認知症サポーター養成講座 イ お達者応援団育成塾(レベルアップ講座)	高齢者福祉課	
	高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護の推進を図ります。	ア 高齢者虐待に関する啓発活動 ・高齢者福祉課・地域包括支援センター窓口に虐待防止に関するチラシを配架 ・地域包括支援センターによる介護事業所を対象にした虐待研修会(1回) イ 権利擁護相談事業 司法書士による相談会(3回開催、相談件数4件)	新型コロナウイルスの影響で外出自粛の長期化・介護サービスの利用控えにより、家族介護者の負担増加が懸念される。住民への啓発や関係機関との連携により、虐待の防止・早期発見が求められる。	高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護を図ります。	ア 認知症講演会 イ 高齢者虐待に対する啓発活動 ・窓口に虐待防止に関するチラシを配架 ・地域包括支援センターによる、介護事業所を対象にした虐待研修を開催 ウ 権利擁護相談事業	高齢者福祉課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
5 高齢者の 人権に 関すること	(1)高齢者の人権に関する こと				<p>財産権の侵害である詐欺・悪徳商法の被害から守るため、市内郵便局や警察をはじめとした関係機関と連携した情報発信などの啓発の推進及び相談体制づくりに努めます。</p>	<p>ア 佐久警察署などと連携し、特殊詐欺を未然に防ぐため、引続き防災行政無線や佐久市情報配信サービス「さくネット」などによる広報活動を行う。</p> <p>イ 民生児童委員などを通じて、特殊詐欺被害に遭わないための注意喚起を実施する。</p>	総務課
						<p>ア 出前講座や広報等による詐欺や悪徳商法に関する情報発信に努める。</p> <p>イ 消費生活センターでの相談・斡旋や関係機関との連携により、被害者の問題解決を図る。</p>	生活環境課
						<p>ア 警察署との情報交換、研修の実施</p> <p>イ 詐欺被害防止のための啓発活動</p>	高齢者福祉課
		<p>従来から実施していた事業について、 第四次計画から施策に位置付け</p>					

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目	第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課		
6 外国人の人権に関する こと	(1)外国人の人権に関する こと	国籍の違う市民の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進し、多文化共生社会の実現を目指します。	国際交流サロン(全2回 延参加者数59人) ・12月12日(日)国際交流会in winter ・12月18日(土)各国の年末年始の過ごし方 日本語教室(全6回)	コロナ禍でも開催できる企画内容を検討する。	国籍の違う市民の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための啓発活動を推進し、多文化共生社会の実現を図ります。	ア 第24回国際交流フェスティバルin佐久2022(全1回) イ 国際交流サロン(年5回～6回程度) ウ モデル日本語教室(年12～16回)	移住交流推進課	
		関係機関等と連携し、市内案内表示等の外国語併記、外国語による情報提供を推進します。	北陸新幹線沿線13市における繁体字版、英語版フェイスブックを用いた情報発信	大規模感染症の影響により、現段階においては外国人向けの誘客事業の効果が見込めない。	関係機関などと連携した相談体制づくりと、市内案内表示などの外国語併記、外国語による情報提供を推進します。	大規模感染症の影響により、現段階においては外国人観光客の受け入れ再開時期が未定であるため、引き続き、北陸新幹線停車駅沿線市町村推進会議等において、繁体字版、英語版フェイスブックによる情報発信を継続・実施しつつ、インバウンド再開に向け事業内容を検討していく。	観光課	
			外国籍住民向け生活ガイドブックの修正・配布	問い合わせの多い内容を中心に修正箇所を検討していく。		ア 外国籍住民向け生活ガイドブックの更新 イ やさしい日本語講座の実施 ウ 自動翻訳機の設置	移住交流推進課	
		海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。	ア ふるさと創生人材育成事業(中学生海外研修) (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ ふるさと創生人材育成事業(子ども交流研修) (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ウ ふるさと創生人材育成事業 (インターネットを活用した子ども交流) エストニア共和国サク市の子どもたちとインターネット(フェイスブック)を活用して交流を行った。 佐久市登録人数:17人 R3年度投稿数:9件	・新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により海外との往来ができない状況である。 ・オンライン等インターネットを使い両国との交流を継続して行っていく。	海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。	ア ふるさと創生人材育成事業(中学生海外研修) (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ ふるさと創生人材育成事業(子ども交流研修) ・姉妹都市エストニア共和国及び友好都市モンゴル国の研修生を受け入れ、両国の子供達との交流を深める。 10月下旬から11月上旬頃(8日間) ウ ふるさと創生人材育成事業 (インターネットを活用した子ども交流) ・エストニア共和国サク市の子どもたちとインターネット(オンライン)を活用して交流を行う(回数未定)	生涯学習課	
						相談の受付及び関係機関との連携を図る	移住交流推進課	
						「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、外国人に対する正しい知識や理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。	相談の受付及び関係機関との連携を図る	商工振興課
						ア 相談の受付及び関係機関との連携を図る イ ヘイトスピーチ解消法に係る啓発の実施	人権同和課	
		従来から実施していた事業について、 第四次計画から施策に位置付け						

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
7 インターネットによる 人権侵害に関すること	(1)インターネットによる人権侵害に関すること	様々な学習、研修会等を通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。	ア 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1地区のみ実施(参加者数40人)、3地区は資料配布(272人)) イ 小中学校における研修	コロナ禍で研修会が難しい場合は、開催形式を変えることや研修資料を配布する等に対応する。	様々な学習、研修会などを通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 小中学校における研修 ウ 地域での研修会	人権同和課
		インターネットを介した人権問題が発生した場合、関係機関等と連携し適切に対処をします。	インターネット上に市内の特定の地域を同和地区であるとして撮影された動画等が投稿された事案に対し、関係機関と情報を共有し、法務局へ削除要請の措置を依頼(10件)	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	インターネットを介した人権問題が発生した場合、法務局をはじめとする関係機関などと連携し、権利侵害情報の削除を要請するなど適切な対応を図ります。	ア インターネット上の人権問題について情報収集に努め、人権問題が発生した場合、関係機関と連携し適切に対処する。	人権同和課
		従来から実施していた事業について、 第四次計画から施策に位置付け			差別的書き込みや、個人情報の無断掲示などのインターネット上における人権やプライバシーの侵害問題に対応できるよう、県や他機関と連携し、モニタリングの体制づくりを図ります。	ア 県と連携したインターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築に向けた研究を引き続き進めていく。	人権同和課
8 様々な人権問題 に関すること	(1)様々な人権問題に関すること	様々な人権問題に関して、関係機関等と連携し、市民に正しい知識や情報の提供を行い、人権教育・啓発活動を推進します。	ア 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1地区のみ実施(参加者数40人)、3地区は資料配布(272人)) イ 地域での研修会(年5回、参加者数196人(資料配布を含む)) ウ コロナ差別に対する啓発	コロナ禍で研修会が難しい場合は、開催形式を変えることや研修資料を配布する等に対応する。	様々な差別・人権問題に関して、関係機関などと連携し、市民に正しい知識や情報の提供を行い、人権教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携した相談・支援体制づくりを図ります。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 様々な人権問題に関する情報の広報紙への掲載 ウ コロナ差別に対する啓発 エ 佐久市犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定	人権同和課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
1 人権学 前 に お け る	(1)就学前における人権同和教育	保育所・幼稚園において、保護者等を対象に、人権同和教育を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。	新型コロナウイルス感染症により行事の実施を見送ったため、開催なし	人権同和の講演会を参観日に企画する。保護者とともに職員間でも学習していく。 開催できない場合の代替手段として資料の配布等を検討する。	保育所・幼稚園において、職員や保護者などを対象に、人権同和教育を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。	ア 保護者や職員を対象とした人権に関する講演会(5園) イ 祖父母対象講演会(1園)	子育て支援課
	家庭と保育所・幼稚園・地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」を育てます。	ア 地域の老人福祉施設の訪問(1園) イ 地域の老人会との交流(1園) ウ 地域の住職の講話や座禅(3園) ・地域の方と一緒に読み聞かせや講話などを聞く機会を設けた。 ・世代間交流が体験できる機会を意図的に計画していくよう努めた。	地域の方と一緒に読み聞かせや講話などを聞く機会を設ける。 地域の行事に参加する。 世代間交流が体験できる機会を意図的に計画していくよう努める。	家庭、保育所・幼稚園及び地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」の醸成を図ります。	ア 地域の老人福祉施設の訪問(11園) イ 地域の老人会との交流(11園) ウ 地域の住職の講話や座禅(8園)	子育て支援課	
2 学 校 に お け る 人 権 同 和 教 育	(1)学校における人権同和教育	人権同和教育の効果が一時的なものにならないように、児童生徒の状況を把握しながら、全ての学校教育活動を通じた指導や副読本の継続的な活用を推進します。	ア 道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習を実践 ・副読本「あけぼの」活用 ・望月解放子ども会からの「いのちの駅伝メッセージ」を受け学習 イ 人権同和教育実践資料の作成 ウ 人権同和教育推進員による教職員研修(年1回) エ 中学生版「あけぼの」改訂に関する研修会(理事者、教育委員会参加)	児童生徒への人権同和教育の機会を確保するとともに、同和教育への具体的な取り組み方法等の研修会を充実させ、教員の指導力の向上を図る。	全ての児童生徒がお互いの人権を尊重し、よりよく生きる社会の実現のため、副読本「あけぼの」を継続的に活用しながら、全ての学校教育活動を通じた人権同和教育を推進します。	ア 道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習機会をもつ。 ・副読本「あけぼの」活用 ・望月解放子ども会からの「いのちの駅伝メッセージ」を受け学習 イ 人権同和教育推進員による教職員研修(外部講師) ウ 人権同和教育推進員による人権同和教育授業の支援(教員授業補助)	人権同和課
	教職員において、社会的立場を自覚し、人権同和教育を自らの課題として捉え、人権同和教育に対する認識を深め、指導力や資質の向上に努めます。	佐久市教育委員会より、補助執行事務として人権同和課が実施 ア 新任・転入教職員研修会(年1回、参加者数123人(動画配信含む。)) イ 教職員人権同和教育研修会(年1回、参加者数123人(動画配信含む。)) (ア)同和教育実践発表(青沼小学校、浅間中学校)	各校での情報交換等を通じて、効果的な人権同和教育の指導につながるよう取り組みます。	教職員に対し、社会的立場の自覚、人権同和教育を自らの課題として捉え、人権同和教育に対する認識を深めるとともに、指導力や資質の向上を図るための研修や支援の取組を推進します。	佐久市教育委員会より、補助執行事務として人権同和課が実施 ア 新任・転入教職員研修会(年1回・オンライン研修導入) イ 教職員人権同和教育研修会(年1回・オンライン研修導入) (ア)同和教育実践発表(小中各1校) ウ 人権同和教育推進員による人権同和教育授業の支援(教員授業補助)	学校教育課 人権同和課	
	人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修機会を拡充するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発活動を推進します。	人権同和教育を視点にした週間を設け、その中に参観日を設けることで、PTAも参加できるような学習や啓発活動を実施	保護者に対する人権同和教育研修を継続して実施していきます。	人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修会を実施するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権同和教育・啓発活動を推進します。	人権同和教育を視点にした週間を設け、その中に参観日を設けることで、PTAも参加できるような学習や啓発活動を実施する。 PTA人権同和教育研修会(市内小中学校24校)	学校教育課 人権同和課	
	市内小中学校における、人権同和教育研修会(24校、参加者数7,303人)	学校・家庭・地域が一体となった人権同和教育・啓発活動のため保護者への研修会を継続して実施する。					

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
3 企業における 人権同和教育	(1)企業における人権同和教育	企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取組を促進します。	佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会に加盟する125社へ、佐久公共職業安定所、長野県東信労政事務所が主催する研修会への参加を依頼	研修会への参加を各企業に呼び掛ける。	企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取組を促進します。	企業人権同和教育推進連絡協議会加盟企業へ各種機関が開催する研修について案内	人権同和課
			ア 人権同和課や関係機関と連携を図り、公正採用に向けた啓発(年1回) イ 啓発資料の配布(年1回) ウ ハローワークと共催で開催する高校生求人募集する企業対象の説明会で、公正採用についての啓発(年1回)	市内企業が参加する就職面接会等で啓発資料を配布し、新型コロナウイルスの影響で開催できない場合は、佐久職業安定協会等で郵送する通知文等と合わせて配布する。		ア 人権同和課や関係機関と連携を図りながら公正採用に向けた啓発 イ 啓発資料配布 ウ ハローワークと共催で開催の高校生求人募集する企業対象の説明会で、公正採用についての啓発(4月実施済)	商工振興課
		人権啓発資料の配布やビデオ等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会加盟企業125社へ人権啓発資料の配布 イ 人権啓発ビデオ、DVDの貸出し ウ 市内小学5年生から募集した人権啓発標語の優秀作品を短冊ポスターとして各加盟企業、市内小中学校、公共施設に配布	引き続き加盟企業内で人権教育が取り込まれるよう、ビデオ等の貸出しやPR活動を行い、理解を深めてもらう。	人権啓発資料の配布やDVDなどの貸出しによる啓発活動の充実を図ります。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会加盟企業へ人権啓発資料の配布 イ 人権啓発ビデオ、DVDの貸出し ウ 市内小学5年生から募集し、人権啓発標語の優秀作品を短冊ポスターとして各加盟企業、市内小中学校、公共施設に配布 エ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の活動を入権・男女共生フェスティバル等でPRし、人権について市民に広く周知する。	人権同和課
			ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会(年2回、コロナにより中止) イ 佐久地区企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会(年1回、参加者数 22人)	研修会への参加を各企業に呼び掛ける。	関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権を尊重した責任ある行動を促進するための人権同和教育・啓発活動の推進を図ります。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会(年2回) イ 佐久地区企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会(年1回)	人権同和課
		関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権教育・啓発活動の推進を図ります。	人権同和課と連携を図りながら人権同和教育の推進に向けた学習機会の検討	各関係機関と連携し、研修会の機会を継続して設けている。	人権同和課や関係機関と連携を図りながら学習機会を設け、人権同和教育の推進に努める。(年1回)	商工振興課	
		4 地域における 人権同和教育	(1)地域における人権同和教育	市民一人ひとりが人権同和教育問題を正しく理解するため、人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。	ア 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1地区のみ実施(参加者数40人)、3地区は資料配布(272人)) イ 地域での研修会(年5回、参加者数196人(資料配布を含む))	コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	市民一人ひとりが人権同和教育問題を正しく理解するため、佐久市人権同和教育推進員による人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。
人権週間の取組を始め、様々な人権に関わる知識や情報の周知に努めます。	ア 公民館報に毎月「人権シリーズ」を掲載 イ 市広報紙「サクライフ」及び回覧文書にて人権週間や、人権なんでも相談所及び特設相談所の周知			人権にかかわる知識や情報を引き続き周知していく。	より多くの市民の関心を集め、自らの課題として理解を深め、実践するための効果的な人権同和教育・啓発の広報活動を推進します。	ア 市内図書館、公民館に人権同和教育副読本「あけぼの」を設置 イ 公民館報「佐久市」の「人権シリーズ」を活用し、人権啓発に係るDVD等の紹介や人権研修の紹介 ウ 市広報紙「サクライフ」及び回覧文書にて人権に関する取組、人権なんでも相談所及び特設相談所の周知	人権同和課
人権侵害は正しい学習と理解により、無くすことが出来ることを誰もが自覚し、人権侵害をなくしていくための学習機会を提供します。	ア 人権・男女共生フェスティバル(年1回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1地区のみ実施(参加者数40人)、3地区は資料配布(272人)) ウ 地域での研修会(年5回、参加者数196人(資料配布を含む))			コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	人権侵害は正しい学習と理解により、無くすことが出来ることを誰もが自覚し、人権侵害をなくしていくための学習機会の提供を図ります。	ア 人権・男女共生フェスティバル(11月20日(日)) イ 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) ウ 地域での研修会	人権同和課

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
1 人権相談体制の充実	(1)人権相談体制の充実	各隣保館における人権相談や人権擁護委員による人権相談所など、各専門機関と連携を図り、人権相談体制の充実を図ります。	ア 生活相談事業 ・各隣保館における人権相談、人権擁護委員による人権相談所の開設を隣保館だより、有線放送やチラシ配布などにより周知し実施(年間相談件数349件) イ 相談内容に応じ、各専門機関と連携を図り対応 ウ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の充実	部落差別解消推進法に基づき相談体制の充実を図る。	広く市民に利用してもらえるよう相談窓口の周知や活動内容の情報提供を推進します。また、複雑化・多様化している人権問題や犯罪被害者等への人権侵害における相談窓口や支援に係る庁内各部署、その他各相談機関との連携・協力体制づくりによる相談・支援体制の充実強化を図ります。	ア 各隣保館における人権相談、人権擁護委員による人権相談所の周知、相談対応 イ 相談内容に応じ、各専門機関と連携を図り対応 ウ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の継続	人権同和課
	(1)個人情報の保護	本人通知制度の実施	要綱の規定に基づき、委任状により代理人に交付した事実を本人に通知した年間件数 1,160件 内訳 本庁(浅間、野沢、中込、東出張所含む) 935件、臼田支所 135件、浅科支所 32件、望月支所(春日出張所含む) 58件 代理人の内訳 一般 1,009件、司法書士 44件、行政書士 19件、会社法人 61件、弁護士 3件、行政 15件、その他 9件 通知送付後問い合わせ件数 11件 開示請求 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人通知制度を継続して実施する。	本人通知制度の実施	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、佐久市に住所のある者の住民票の写しや佐久市に本籍のある者の戸籍謄抄本等を本人の委任状により、代理人に交付した場合、その交付した事実を本人に通知する。	市民課
2 個人情報の保護	本人告知制度の実施		実績 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人告知制度を継続して実施する。	本人告知制度の実施	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、住民票の写しや戸籍謄抄本等が法令等に基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、不正に取得された事実を本人に告知する。	市民課
	今後も個人情報の保護に関する法令・例規を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。	佐久市個人情報保護条例の適正な運用を図るため、各課等に対し、定期的に保有個人情報事務取扱簿の整備及び適正管理を促すとともに、現況を報告させた。	改正個人情報保護法(令和5年4月1日施行)に適切に対応する必要がある。	今後も個人情報の保護に関する法令・例規を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。	佐久市個人情報保護条例の適正な運用を図るため、各課等に対し、定期的に保有個人情報事務取扱簿の整備及び適正管理を促すとともに、現況を報告させる。	総務課	
	地方公務員法に定められている守秘義務の遵守はもとより、人権侵害につながる身元調査・問い合わせ等に対する的確な対応ができるよう、職員の資質向上に努めます。	職員人権同和教育研修会(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)	職員の資質向上のために研修を継続して実施する。	地方公務員法に定められている守秘義務の遵守はもとより、人権侵害につながる身元調査・問い合わせなどに対する的確な対応ができるよう、職員の資質向上に努めます。	職員人権同和教育研修会(年1回 全職員対象)	総務課	

第三次総合計画 令和3年度事業実績 及び 第四次総合計画 令和4年度事業計画

中項目		第三次計画 施策内容	第三次計画 令和3年度 事業実績	令和3年度事業からの 課題・重点策等	第四次計画 施策内容	第四次計画 令和4年度 事業計画	担当課
3	人権侵害の救済と擁護	(1)人権侵害の救済と擁護 各関係機関と連携し、人権教育・啓発活動を推進するとともに、差別を受けた人への救済対策と人権擁護に努めます。	ア 関係機関と連携し、情報の共有を図った。 ・長野地方務局佐久支局 ・佐久人権擁護委員協議会 ・長野県犯罪被害者支援センター ・長野県 ・東信教育事務所	人権侵害への救済対策と人権擁護のため、各関係機関と連携し、情報の共有を図る。	人権侵害の被害者と適切な救済機関とを結びつけるため、実際に事実関係の調査や救済の措置を行う法務省の人権擁護機関をはじめとした各関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ柔軟に対応できる体制づくりを推進します。	ア 関係機関と連携し、情報の共有を図る。 ・長野地方務局佐久支局 ・佐久人権擁護委員協議会 ・長野県犯罪被害者支援センター ・長野県 ・東信教育事務所 イ 佐久市犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定	人権同和課
4	佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	(1)佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化 全庁的な推進体制を充実し、関係機関・団体の協力・連携により、総合的かつ計画的にあらゆる差別の解消を図り、市民一人ひとりが人権を尊重する明るいまちづくりを推進します。	ア 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会(年3回) イ 佐久市中央隣保館運営委員会(年1回) ウ 浅科人権文化センター運営委員会(年1回) エ 望月人権文化センター運営委員会(年1回) オ 佐久市人権同和教育推進協議会(年1回)	各種会議により関係機関との連携を深め、効果的な事業の推進を図る。	「佐久市人権啓発推進本部」の設置による庁内連携をはじめ、関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。	ア 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会(年3回) イ 佐久市中央隣保館運営委員会(年1回) ウ 浅科人権文化センター運営委員会(年1回) エ 望月人権文化センター運営委員会(年1回) オ 佐久市人権同和教育推進協議会(年1回) カ 佐久市部落差別撤廃人権擁護委員研修会(年1回)	人権同和課

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標(主なもの)

中項目	目標値(令和3年度)	第三次計画 令和3年度 実績	計画期間 (H29~)の実績	第四次計画 令和4年度 計画	担当課
(1) 同和問題に関すること	隣保館事業 延参加者数:6,000人/年 (第三次計画当初目標値:6,300人/年)	隣保館事業 延参加者数:4,228人/年 (令和2年度 3,845人/年)	H29:5,777人 H30:5,396人 R元:5,049人 R2 :3,845人 R3 :4,228人	隣保館事業 延参加者数:6,000人/年	人権同和課
(2) 子どもの人権に関すること	「いじめの現況」のうち「現在解決した件数の割合」 98%以上 (第三次計画当初目標値:90%以上)	いじめの認知件数 121件 (令和2年度 118件) その内、解消済みのもの 92件 (76%) (令和2年度 104件 88%)	H29:92% H30:98% R元:98% R2 :88% R3 :76%	「いじめの現況」のうち「現在解決した件数の割合」 90%以上	学校教育課
(3) 障がい者の人権に関すること	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:400人 (第三次計画当初目標値:400人)	新型コロナウイルス感染症感染拡大の観点から開催中止 (参考:参加者数 平成30年度 318人)	H29:371人 H30:318人 R元:中止 R2 :中止 R3 :中止	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:350人	福祉課
(4) 女性の人権に関すること	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 (市民フォーラム調査) 72%(平成27年)→85%(平成33年) (第三次計画当初目標値:85%)	新型コロナウイルス感染症感染拡大の観点から市民フォーラム開催中止 (参考:令和元年度 73%)	H29:79% H30:77% R元:73% R2 :中止 R3 :中止	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 85%(市民フォーラム調査)	人権同和課
(5) 高齢者の人権に関すること	認知症サポーター養成講座 延受講者数:1,310人/年 (第三次計画当初目標値:1,000人/年)	認知症サポーター養成講座 延受講者数:567人/年	H29:1,070人 H30:1,305人 R元: 810人 R2 : 398人 R3 : 567人	認知症サポーター養成講座 延受講者数:830人/年	高齢者福祉課
	高齢者大学・大学院の開催 参加者数:200人 (第三次計画当初目標値:150人)	創錬の森市民大学・大学院の開催 参加者数 138名	H29:185人 H30:191人 R元:201人 R2 :172人 R3 :138人	創錬の森市民大学・大学院の開催 参加者数:200人	生涯学習課 (中央公民館)
(6) 外国人の人権に関すること	国際交流フェスティバル 参加者数:3,300人 (第三次計画当初目標値:3,000人)	国際交流フェスティバル開催中止	H29:2,900人 H30:3,300人 R元:2,800人 R2 :中止 R3 :中止	国際交流フェスティバル 参加者数:2,500人	移住交流推進課
	国際交流サロン 延参加者数:340人/年 (第三次計画当初目標値:340人/年)	国際交流サロン 延参加者数:59人	H29:385人 H30:338人 R元:211人 R2 : 51人 R3 : 59人	国際交流サロン 延参加者数:300人/年	移住交流推進課
(7) 就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:11,600人/年 (第三次計画当初目標値:11,600人/年)	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:8,323人/年 (令和2年度 8,667人/年)	H29:10,417人 H30: 8,700人 R元: 9,731人 R2 : 8,667人 R3 : 8,323人	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:9,200人/年	人権同和課
	人権の花運動(市内小学校) 実施校数:2校 (第三次計画当初目標値:3校)	岩村田小学校、泉小学校	H29:3校 H30:3校 R元:2校 R2 :1校 R3 :2校	人権の花運動(市内小学校) 実施校数:2校	人権同和課
(8) 市民意識調査	調査項目 「今後の人権教育・啓発のあり方について」 選択肢 「どのようにしても人権侵害はなくなる」 26.1%(H27) → 17.0%以下	(令和2年度調査結果) 20.5%	H27調査 26.1% R2調査 20.5% 5年に一度調査実施 次回R7年度実施予定	(令和7年度調査実施予定) 選択肢 「どのようにしても人権侵害はなくなる」 20.5% → 15.0%以下	人権同和課
(9) 生活実態調査	調査項目 「今までに差別(人権侵害)を受けたことがありますか」 選択肢 「ある」23.4%(H27) → 現状値以下	(令和2年度調査結果) 25.8% (うち「現在～5年程前の間に差別を受けた」5.4%)	H27調査 23.4% R2調査 25.8% 5年に一度調査実施 次回R7年度実施予定	(令和7年度調査実施予定) 選択肢 「現在～5年程前の間に差別を受けた」 5.4% → 現状値以下	人権同和課